

NO! リニア

No. 106

2019年1月13日

JR東海労働組合

大深度法は国民の財産権侵害に当たる憲法違反だ! 沿線住民が国交省に審査請求書を提出

東京都大田区などの住民がつくる住環境を守る田園調布住民の会や、リニア・市民ネット東京、リニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会などの住民有志は1月10日、国交省都市局都市政策課に560人分の審査請求書を提出しました。この再審査請求書は、昨年10月17日国土交通大臣から認可されたリニア中央新幹線の大深度地下使用に対して、国交省に認可の取り消しを求めています。この日の記者会見では、多くのマスコミが集まりました。

住民側は、記者会見で「周知不十分で、昨年5月に行われたJR東海の説明会の開催を知らなかった。その後、署名を集めて再度の開催を要求したが拒否された」とJR東海への怒りを露わにしました。

また、担当の弁護士は「これまでの裁判で、リニアが公共性のある事業として適正さを欠くことは明らかにされてきている。大深度法は憲法が規定している国民の財産権の侵害に当たる憲法違反の法律である。大深度法は施行の際の基本方針である事業の公共性はない。大深度地下使用の認可を取り消すのが妥当である」と見解を示しました。

一方会社は、住民説明会について「再度開催の予定はない。個別の質問については、各都県の工事事務所で対応している」と、傲慢な姿勢を露わにしています。

会社はリニア建設を直ちに中止せよ!